## 北海道告示第10535号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に 委任する。

令和3年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

## (農政部所管分その1)

(農政部所官分での	1)										
補助金等を交 務又は事業の その目的又	名称及び	補助対象者	補助対象経費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき 関係 書類			書の提出 出期限及 出 先		摘	要
1 海外農業青年の海外 農業青年の海外 て中核的農業者の るため、予算の範 する。	ト交流を通じ )育成等を図	公益財団法人北海 道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が海外農業 青年交流促進事業を行う場合における当該 事業に要する経費のうち、青年交流促進事 業費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数提出期限提出先				
2 北海道環境保全 支援対策事業 農業の持続的発 機能の健全な発揮 境保全型農業の取 るため、予算の範 する。	経展と多面的 軍を図り、環 対組を推進す										
市町村推進事業		市町村	市町村が市町村推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 促進計画の策定に要する経費 (2) 推進・指導に要する経費 (3) 実施状況の確認に要する経費 (4) その他環境保全型農業直接支払交付金事業の実施に必要な事項に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第144号様式 その 2	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第144号様 その 2	提出部数 提出期限 提出 先	別に指示する日	総合振興局長 又は振興局長		
3 持続可能な農を クリーン農業促動 クリーン農業の 図るため、活動やYI 物PR活動等の新 等の範囲内で補	進事業 D普及拡大を -ン農業の普 ES!clean農産 対組に対し、	北海道クリーン農 業推進協議会	北海道クリーン農業推進協議会が身近な YES!clean農産物応援推進事業を行う場合に おける当該事業に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第198号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第198号様式		1別示日農食全局政部 指る 部安進品課			

4 野菜価格安定事業 野菜の流通過程における著 しい安値の現出に対し、生産 農家の経営安定と生産確保を 図るため、予算の範囲内で補 助する。	公益社団法人北海 道農産基金協会	公益社団法人北海道農産基金協会が野菜 価格安定事業を行う場合における当該事業 に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)資金造成円滑化事業 ア野菜生産出荷安定資金造成事業	10分の10以内 ただし、指定野菜	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第22号様式 (債務負担行為	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提 出 先 農政部 生産振		
<i>Ψ</i> , γ · ω ο		チャニ生山何女に買金垣瓜事業 独立行政法人農畜産業振興機構が造成 する指定野菜価格安定対策資金に対する 納付金の納付に必要な経費	に (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で	による補助の場合を除く。) 別に指示する様式		生年版 興振 選課		
		イ 契約指定野菜安定供給事業 独立行政法人農畜産業振興機構が造成 する契約指定野菜安定供給資金に対する 納付金の納付に必要な経費	10分の10以内 ただし、契約指定 野菜安定供給資金 の1,000分の250に 相当する額を超え ないこと					
		(2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業 価格補給資金の造成に必要な経費	特定野菜供給産地 育成価格差補給資 金造成額の2分の 1以内					
		(3) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業 価格補給資金の造成に必要な経費	指定野菜供給産地 育成価格差補給資 金造成額の2分の 1以内					

5 産地生産基盤パワーアップ 事業 農業の国際競争力の強化を 図るとともに生産体制の強化 を図るため、産地の高収益化 に向けた取組や園芸作物等の 生産基盤の強化を図るための 取組に対し、予算の範囲内で 補助する。		市町村等、地域協議会(収益性向上対策のうち効果増進事業を行う場合に限る。)が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		農政第14号様式 農政第18号様式 農政第28号様式 農政第32号様式 (申請者場合を 除く。) 農政第186号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第186号様	提出部数 1部 提出期限 別にする 日 提 出 先 無局 日 提 出 先 無局 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	総合振興局長又は振興局長	
(1)整備事業								
ア 収益性向上対策 (ア)育苗施設 (イ)乾燥調製施設 (ウ)較類乾燥調製貯蔵施設 (エ)農産物処理加工施設 (オ)集出荷貯蔵施設 (カ)産地管理施設 (カ)産地管理施設 (キ)用土等供給施設 (ク)農業廃す物処理施設 (ケ)農業廃す物と理施設 (コ)生産技術高度化施設 (サ)種子種苗生産関連施設 (シ)有機物処理・利用施設	別記1のとおり		2分の1以内 (別記2に掲げる 場合にあっては、 それぞれに掲げる 率)					
イ 生産基盤強化対策 (ア)生産技術高度化施設	別記1のとおり		2分の1以内					
(2)基金事業								
ア 収益性向上対策のうち 生産支援事業 (ア) 農業機械等の導入及び リース導入 (イ) 生産資材の導入等	別記3のとおり		(ア)の事業 導入の本は 一次の本は 一次の本は内 (スマート農業と、 一次で一大農業人・ に選及した。 一次では 一次での 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で					
			(イ)の事業 2分の1以内 (別記4に掲げる 場合にあってはそ れぞれに掲げる率 又は額以内)					

イ 収益性向上対策のうち 効果増進事業 事業計画の策定及び農業 機械の導入実証に要する経 費等	別記5のとおり		定額 (2分の1相当)					
ウ 生産基盤強化対策 (ア) 農業用ハウスの再整備・改修 (イ) 果樹園・茶園等の再整備・改修 (ウ) 農業機械の再整備・改良 (エ) 生産装置の継承・強化に向けた取組 (オ) 生産技術の継承・普及に向けた取組 (カ) 全国的な土づくりの展開	別記6のとおり		(ア)、(イ)及び (ウ)の事業 2分の1以内 (イ)の事業において別記4に掲げる場合はそれぞれに掲げる率又は額以内並びに次年性工芸作物(桑、ホッ学作物)は150千円/10a)					
			(エ)及び(オ)の事 業 定額					
			(カ)の事業 定額 (堆肥等を実証的 に活用する場合は 上限30千円/10a、 ペレット堆肥を実 証的に活用する場 合は上限35千円 /10a)					
6 国際貿易協定に対応した道産 牛肉生産強化・消費拡大事業 道産牛肉の魅力を広く知ら しめ、国内の知名度向上と消費拡大を図るとともに、和牛 の生産技術を向上させ、国内外から選ばれる「牛肉づくり」 「産地づくり」を通じて 国内における生産・流通基盤 の強化を図るため、予算の範 囲内で補助する。	一般社団法人北海 道酪農畜産協会 北海道産牛肉消費 拡大強化対策実行 委員会	1 和牛改良等生産組織のリーダー養成に向けた飼養管理技術の向上等に資する活動に要する経費 2 北海道産牛肉の道内及び道外での需要拡大に向けた推進活動に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第199号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第199号様式 別に指示する様 式	提出先 農生	川にす ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
7 農場リース円滑化事業 円滑な新規就農を推進する ため、予算の範囲内で補助す る。	公益財団法人北海 道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が、離農者等から取得した農場の家畜飼養管理施設等の補改修等を行い、新規就農者に一定期間貸し付けた後、譲渡する事業を実施するため、公社の内部資金を充当した際に要する費用	2分の1以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様 式	提出期限 另一	マラス (本)	

8 経営所得安定対策等推進事業 経営所得安定対策及び水田 活用の直接支払交付金の実施 に必要となる制度の普及推進 活動や作付面積の確認等に必 要な活動等を行うため、予算 の範囲内で補助する。	市町村	市町村が経営所得安定対策等推進事業を 行う場合又は市町村が経営所得安定対策等 推進事業を行う総合振興局長又は振興局長 が適当と認める団体に対し当該事業費を補 助する場合における当該事業に要する経費 又は当該補助の対象となる経費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様 式	提出部数提出期限 提出 先	別に指示する日	総合振興局長 又は振興局長	
9 農業経営者総合サポート事業 農業経営に関する相談体制の整備、経営継承に関する情報収集、農業経営の法人化を支援する取組に対し、予算の範囲内で補助する。			定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様 式	提出部数提出期限 提出 先	別に指 示する		
(1) 農業経営者サポート事業	公益財団法人北海 道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が農業経営 者サポート事業を行う場合における当該事 業に要する経費							
(2) 新規就農相談事業	公益財団法人北海 道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が新規就農相 談事業を行う場合における当該事業に要する 経費							
(3) 農業経営法人化支援事業	公益財団法人北海 道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が農業経営 法人化支援事業を行う場合における当該事 業に要する経費							
10 北海道農業担い手育成セン ター事業 次代の農業を担う意欲と能 力のある青年農業者の育成・ 確保を目的に、総合的な予算の 範囲内で補助する。	公益財団法人北海道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が北海道農業担い手育成センター事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げる当該事業に要する経費を発展を表して、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	2分の1以内の1以内の1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が1が	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第29号様式 農政第31号を 開いて 指示する様 式	提出部類限提出的基本	 別に指 示する 日		

11 北海道就農支援資金償還免 除事業 次代の農業を担う意欲と能 力のある青年農業者の育成の 確保を図るため、予算の範囲 内で補助する。	公益財団法人北海道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が北海道就 農支援資金償還免除事業を行う場合におけ る当該事業の実施に要する経費	10分の10以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様 式	提出部数提出期限 提出 先	別に指 示する 日	
12 農地売買支援事業 農業経営の規模拡大、農地 の集団化及び農地保有の合理 化を促進するため、予算の範 囲内で補助する。	農地中に成25年 (平成25年) 東京 (東京25年) 東京 (	農地中間管理機構等が農地売買支援事業を 行う場合におけるもの (1)農地売買支援事業等推進費 農用地等の売買業務、農用地等の信託引受・売渡等業務に要する次の経費 ア 契約及び許可申請書等関係資料作成費 者 契約及び許可申請書等関係資料作成費	10分の 6 以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第32号様式 農政第58号様式 別に指示する様式	農政第29号樣式 農政第31号樣式 農政第58号樣式	提出部数提出期限 提出 先	別に指示する 日	
13 北海道農地中間管理機構事業 担い手へ農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を図るため、予算の範囲内で補助する。	農地中間管理事業 の推進に関する法律 (平成25年法律 第101号) 規定する 農地中間管理機構	農地中間管理機構が北海道農地中間管理 機構事業を行う場合における当該事業に要 する経費のうち、次に掲げるもの (1)借受農地管理等事業 借り受けた農用地等に要する経費 ア 保全管理経費 (2)農地中間管理機構運営事業 機構の運営に必要な経費 ア 旅費 ウ 事務等経費 エ 備品費 オ 委託費 カ 測量費 ク 予納金 ケ その他の経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第173号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第173号様式	提出部数提出期限 提出 先	別に指 示する <sub>日</sub>	

14 農業経営基盤強化資金利子 補給事業 経営感覚に優れた効率的・ 安定的な経営体の育成を図る ため、予算の範囲内で補助す る。	市町村	市町村が農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	別記7のとおり	農政第18号様式 農政第37号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指 示日 提出 先 興局局 は振 局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
15 大家畜経営活性化資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の 活性化に必要な資金の融通の 円滑化を図るため、予算の範 囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営活性化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	一方分機高で	農政第10号様式 農政第18号様式	<ul><li>提出</li><li>期</li><li>また。</li><li>おいます。</li><li>合局振</li><li>おいます。</li><li>合局振</li><li>指る 振又興</li></ul>	総合振興局長	実績報告は要しない。

16 大家畜経営改善支援資金利 子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の 改善に必要な資金の融通の円 滑化を図るため、予算の範囲 内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用 牛経営を行う農家に融通された大家畜経営 改善支援資金につき当該融資機関との契約 により利子補給を行う場合における当該利 子補給に要する経費	市町村が行う当 該利子補給の対象 となった融資機関 ごとの融資残高に つき年0.12パーセ ントの割合で計算 した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式	提出期	数限 1 別示日総興は局 6 局振 1 別示日総興は局	総合振興局長又は振興局長	実績報告は要しない。
17 大家畜特別支援資金利子補 給事業 酪農経営及び肉用牛経営の 改善に必要な資金の融通の円 滑化を図るため、予算の範囲 内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用 牛経営を行う農家に融通された大家畜特別 支援資金につき当該融資機関との契約によ り利子補給を行う場合における当該利子補 給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資残高につき年0.12パーセントの観り、した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		数限 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
18 軽種馬経営強化改善資金利 子補給事業 軽種馬経営の体質強化・安 定を図るため、予算の範囲内 で補助する。	市町村	市町村が融資機関から軽種馬経営を行う 農家に融通された軽種馬経営強化改善資金 につき当該融資機関との契約により利子補 給を行う場合における当該利子補給に要す る経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資と同じである年0.12パーウェントの割合で計算した額以内	農政第10号樣式 農政第11号樣式 農政第18号樣式		数限 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
19 畜産経営維持緊急支援資金 利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の 改善に必要な資金の融通の円 滑化を図るため、予算の範囲 内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用 牛経営を行う農家に融通された畜産経営維 持緊急支援資金につき当該融資機関との契 約により利子補給を行う場合における当該 利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資と同じ、12パーウントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式	提出期	数限 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	総合振興局長又は振興局長	実績報告は要しない。
20 畜産特別支援資金利子補給 事業 酪農経営及び肉用牛経営の 改善に必要な資金の融通の円 滑化を図るため、予算の範囲 内で補助する。								
(1)大家畜特別支援資金(平成 25年対策)利子補給事業	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用 牛経営を行う農家に融通された大家畜特別 支援資金につき当該融資機関との契約によ り利子補給を行う場合における当該利子補 給に要する経費	市町村が行う当象 該利からでは、ト) は、ト)	農政第10号樣式 農政第11号様式 農政第18号様式	提出期	数限 先 別示日総興は局 振又興	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。

	É経営改善緊急支援資金 補給事業	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用 牛経営を行う農家に融通された畜産経営改 善緊急支援資金につき当該融資機関との契 約により利子補給を行う場合における当該 利子補給に要する経費	市町村が行う当 該利子補給の対象 となった融資機関 ごとの融資残高に つき年0.12パーセ ントの割合で計算 した額以内	農政第10号樣式 農政第11号樣式 農政第18号樣式	提出部数提出期限 提出 先	別に指 示する <sub>日</sub>	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
西農 改善に 滑化を	を特別資金利子補給事業経営及び肉用牛経営の 経営及び肉用牛経営の 必要な資金の融通の円 図るため、予算の範囲 助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産特別資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村補給の資産 下町村補給の資産 を年0.125かで の配置 でつき年0.125かで つきいたが観し、 でしまり、 でしまり、 ではしまり、 ではまり、 でもり、 で	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式	提出部数限 提出 出 先	別に指 示する 日	総合振興局長又は振興局長	実績報告は要しない。
利子補 意欲 必要な	経営体質強化支援資金 総事業 ある畜産経営の改善に 資金の融通の円滑化を め、予算の範囲内で補 。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用 牛経営を行う農家に融通された畜産経営体 質強化支援資金につき当該融資機関との契 約により利子補給を行う場合における当該 利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号樣式 農政第11号樣式 農政第18号樣式	提出部数提出期限 提出 先	別に指 示する <sub>目</sub>	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。

23 北海道中山間地域等直接 支払交付金等交付事業 中山間地域等直接支払制度 の適正かつ円滑な実施を図る ため、予算の範囲内で交付す る。									
(1)北海道中山間地域等直接 支払交付金	市町村	市町村が中山間地域等直接支払交付金を 交付する場合における当該交付に要する経 費	定額	農政第136号様式	農政第141号様式	提出期限		総合振興局長 又は振興局長	
(2)北海道中山間地域等直接 支払推進交付金	市町村	市町村が中山間地域等直接支払推進事務を行う場合における当該事務に要する経費のうち、次に掲げるもの(1)推進事務に要する経費(2)確認事務に要する経費(3)交付事務に要する経費	定額	農政第136号様式	農政第141号様式	提出期限提出先	1 部にす 日 会 局 振 ス 乗 ス 乗 し 局 振 り	総合振興局長 又は振興局長	
	北海道日本型直接 支払推進協議会 (地方公共団体、 農業関係団体等で 構成される組織で 知事が適当と認め る団体)	北海道日本型直接支払推進協議会が中山間地域等直接支払推進事務を行う場合における当該事務に要する経費のうち、次に掲げるもの(1)推進・指導に要する経費(2)確認事務に要する経費(3)その他推進事業の実施に必要な事項に要する経費	定額	農政第14号樣式 農政第18号樣式 農政第20号樣式 農政第32号樣式 農政第181号樣式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第181号様式	提出部数提出期限提出先			
24 国営造成施設管理体制整備 促進事業 国営造成施設の操作技術の 習熟並びに操作体制の整備及 び管理体制の整備に係る地域 の取組の促進を図るため、予 算の範囲内で補助する。	市町村土地改良区土地改良区連合	1 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が行う国営土地改良事業の完了に伴い新たに国営造成施設の管理を予定している地区における操作業務に関する技術の習得及び操作体制の整備に要する経費 2 市町村が国営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合を対象として行う次に掲げる事業に要する経費の方が(2)の事業を行う土地改良区又は土地改良区連合を対象に大地改良区連合に対して補助する場合においては、当該補助に要する経費)(1)管理体制整備の推進活動に関する事業(2)管理体制の整備・強化に関する事業	100分の85以内  100分の75以内 ((2)のうち土地 改良区又は土地改良区連合が予防保全・省エネルギー 化対策を実施する 場合にあっては、 100分の50以内)	1の経費に係る 場合第20号様式式 農政第32号様市町 村での第32号様市町 村での第101号様式 その1 その1 を 会の第2号 長政第101号様式 その1 を 場合第14号様式 農政第14号様式式 農政第20号様式式式 農政第20号様式式式	1の経費に係る 場合第31号様式 農政第101号様式 その1 長政第105号様式 長政第112号様式 との2 2の経費に係る 場合第2号様様式 農政第18号様式式 農政第112号様式 農政第112号様式 農政第112号様式 表の第20号様式式 表の第20号を表示 との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号を との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 との第20号 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	提出期限	示する 日	総合振興局長又は振興局長	

25 土地改良区総合強化対策事業 土地改良区の統合整備及び 土地改良施設に係る維持管理 体制の再編整備等を促進する ことにより、土地改良区の組 織運営基盤の強化を図るため、予算の範囲内で補助す る。	土地改良区	土地改良区が土地改良区総合強化対策事業を行う場合における統合再編整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの(1)統合整備ア計画樹立に要する経費イ防帯施設整備に要する経費(2)管理再編整備ア計画樹立に要する経費イ防帯施設整備に要する経費	10分の10以内	農政第2号樣式 農政第14号樣式 農政第18号樣式 農政第20号樣式 農政第32号樣式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第112号様式 その3		別に指 示する 日	総合振興局長又は振興局長	
26 土地改良区体制強化事業 土地改良施設の円滑な管理 及び換地事務の適正な推進等 を図るため、予算の範囲内で 補助する。	北海道土地改良事 業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会が土地改 良区体制強化事業を行う場合における次の 事業に要する経費 (1)施設・財務管理強化対策 (2)受益農地管理強化対策 (3)研修・人材育成(技術実践向上研修を 除く)	10分の10以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数提出期限 提出 先	1別示日農農興業管部にす 政村局施理		
27 土地改良施設維持管理適正 化事業 土地改良区等土地改良施設 管理者の管理意識の昂揚を図 り、土地改良施設の機能保持 等に資するため、予算の範囲 内で補助する。	北海道土地改良事 業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会が土地改良施設維持管理適正化事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げる事業に要する全国土地改良事業団体連合会に拠出する拠出金(1)土地改良施設維持管理適正化(2)施設改善対策	2分の1以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数提出期限 提出 先	1別示日農農興業管部にす 政村局施理		
28 土地改良負担金償還対策事業 土地改良事業の負担金の円滑な償還を図るため、予算の 範囲内で補助する。	公募団体 (農林水産省農村振興局長が別に選定した団体(事務の一部を他の団体に委託した場合は、その団体。)をいう。以下この項において同じ。)	公募団体が融資機関から土地改良区等に 融通された平準化資金につき当該融資機関 との契約により利子補給を行う場合におけ る当該利子補給に要する経費	公募団体が交付する当該制金額を 費にの当該利子機関 ごとの対象となき 総の対象とに 融資につる利 につる利 につる利 になる につる の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	農政第18号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数提出期限 提出 先	1別示日農農興業管部にす 部振農助無理		
29 担い手育成支援事業 土地改良事業の負担金の軽 減を通じ、土地改良事業の円 滑な推進や担い手の育成を支 援するとともに、土地利用の 高度化を図るため、予算の範 囲内で補助する。	公募団体(農林水 産省農村振興局長 が別に選定した団 体(事務の一部を 他の団体に委託し た場合は、その団 体。)をいう。以 下この項において 同じ。)	公募団体が担い手育成支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数提出期限 提出 先	1別示日農農興業管部にす 政村局施理 部振農設課		

か利施設等整備事業(地域 農業水利施設保全型) 団体営事業等で造成された 農業用用排水施設等の機能保 全対策を推進するため、予算 の範囲内で補助する。							
(1) 機能保全計画策定	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認め る者	団体営事業等で造成された農業用用排水 施設等に関する機能保全計画の策定(機能 保全計画策定に必要な機能診断を含む。) を行う場合に要する経費	100分の50以内 (別記8に掲げる 場合にあっては、 100分の55以内)	農政第20号様式 農政第101号様式 その1	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様 式から農政第 107号様式まで 農政第112号様式 その2	総合振興局長又は振興局長	
(2) 対策工事	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認め る者	団体営事業等で造成された農業用用排水 施設等に係る機能保全計画等に基づく対策 工事を行う場合に要する経費	100分の64以内 (営農用水を実施 するものにあって は、100分の50以 内) 別記8に掲げる 場合にあって は、100分の69以 内 (ただし、営農 用水を実施する ものにあって は、100分の55以 内)	農政第20号様式 農政第101号様式 その 1	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様 式から農政第 107号様式まで 農政第109号様 式から農政第 111号様式まで 農政第112号様式 その2 農政第113号様式	総合振興局長又は振興局長	
(3) 事後保全対策工事	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認め る者	団体営事業等で造成された農業用用排水 施設等において発生した不測の事態に対す る緊急工事を行う場合に要する経費	100分の64以内 (営農用水を実施 するものにあって は、100分の50以 内) 別記8に掲げる 場合にあって は、100分の69以 内 (ただし、営農 用水を実施する ものにあって は、100分の55以 内)	農政第20号様式 農政第101号様式 その 1	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様 式から農政第 107号様式まで 農政第109号様 式から農政第 111号様式まで 農政第112号様式 その2 農政第113号様	総合振興局長又は振興局長	
(4) 実施計画策定	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認め る者	団体営事業等で造成された農業用用排水 施設等において、機能保全計画等に基づく 対策工事のための実施計画を策定する場合 に要する経費	100分の50以内	農政第20号様式 農政第101号様式 その1	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様 式から農政第 107号様式まで 農政第112号様式 その2	総合振興局長 又は振興局長	

31 経営体育成促進換地等調整 事業 農業競争力強化農地整備事 業の実施予定地区において、 事業着手後における換地計画 の樹立及び換地処分の円滑な 実施を図るため、予算の範囲 内で補助する。	市町村土地改良区農業協同組合	市町村、土地改良区及び農業協同組合が 経営体育成促進換地等調整事業を行う場合 における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記8に掲げる 場合にあっては、 100分の55以内)	農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 農政第101号様式 その1	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1		1別示日総興は局部にす 合局振	総合振興局長 又は振興局長	
32 土地改良施設突発事故復旧 事業 土地改良事業等によって造成された施設について、突発 事故により機能の低下又は喪 失が生じた場合における機能 回復を図るため、予算の範囲 内で補助する。	市町村土地改良区土地改良区連合	市町村、土地改良区又は土地改良区連合が管理する次の土地改良施設において突発事故被害により機能が低下又は喪失した場合における安全確保又は暫定的な機能確保の措置、従前の効用回復のための措置及び緊急応急工事を行う場合に要する経費(1)パイプライン、揚水機場、排水機場、開水路、水路トンネル・暗きょ、水門、水管理施設(中央管理所)、貯水池(ダム)、貯水池(ため池その他)、頭首工	(1)にあっては、 100分の71以内 (ただし、特別景 雪地帯、急傾斜畑 地帯及び計定棚田 地場を除き別記に 掲げる場でに あって6以内)	農政第20号様式 農政第101号様式 その1	農政第31号様式 農政第101号様 式をの1 農政第105号様 式から農政第 107号様式 農政第109号様 式から農政第 111号様式 計量政第112号様 式その1 農政第113号様式	提出部数提出期限 提出 先	1別示日総興は局部指る 振又興	総合振興局長又は振興局長	
		(2)地下水利用施設、農道、その他の工種	(2)にあっては、 100分の51以内 (ただし、特別豪 雪地帯、急傾斜畑 地域を除き別記8 に掲げる場合に あっては、100分 の56以内)						

33 農業基盤整備促進事業 農地集積の加速化や農業の 付加価値化の推進等により、 競争力のあ「攻めの農業」 を実現するため、農地・農業 水利施設等の整備に係る地域 の取組に対し、予算の範囲内 で補助する。	市町地業第一年 中国 合 中国 に 中国 に 中国 に 中国 に 中国 に 中国 に 中国 に 中国 に では 日間 に 日間 に では 日間 に では 日間 に では は では の は では の は で の は の の は の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 。 に 。 。 に	市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農業基盤施整備促進事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う調査・調整活動に要する経費 (1)定率助成ア農業用用排水施設イ暗渠排水ウ土層政整理工層では要進度の保全・調査を増加を開発を設定して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	100分の50以内。 ただし、営農用水 を除き(1)アを実 施するものにあっ ては、100分の64 以内 (別記8に掲げる 場合にあってけ、 100分の55営農 を除き(1)アを を除きものにめっ ただし、100分の の69以内)	農政第32号様式 農政第32号様式 (申請者者場合を 除く。) 農政第101号様式 その3	農政第31号様式 農政第101号様 その3 農政第105号様 式から農式107号様 式から農式の号 農政から農式 112号で 農政第113号様 式から機式 112号で 農政第113号様式	提出先	別に指示する日	総合振興局長又は振興局長	
		(2)定額助成 ア 田の区画拡大 イ 畑の区画拡大 ウ 暗渠排水 エ 湧水処理 オ 末郷地地かんがい施設 カ 客土 キ 除礫	別記10のとおり						

34 農地耕作条件改善事業 市町村	市町村	、土地改良区、農業協同組合等		農政第20号様式	農政第31号様式	提出部数	1 部	総合振興局長	
農地中間管理事業の重点実 土地改	枚良区 が、農地	耕作条件改善事業を行う場合にお		農政第32号様式	農政第105号様	提出期限	別に指	又は振興局長	
		:の施設等の整備に要する経費、又 行う活動に要する経費		(申請者が市町 村である場合を	式から農政第 107号様式		示する 日		
手への農地集積の推進や高収会	1 地域区	<b>内農地集積型</b>		除く。)	農政第109号様	提出先			
		定額助成	別記11のとおり	農政第185号様式	式から農政第		興局又		
		田の区画拡大 田の区画拡大			112号様式その 1 まで		は振興 局		
する。 24年法	去律第195 ウド	音渠排水			農政第113号様式		7.5		
		勇水処理 末端畑地かんがい施設			農政第185号様式				
	により数人 オラ して土地改良 カミ								
	を行う者 キド								
		更新整備 条件改善推進費							
成26年	F4月1日付 (2)5	定率助成	100分の50以内、						
		農業用用排水施設 音渠排水	ただし、営農用水 を除き(2)アを実						
		上層改良	施するものにあ						
		区画整理	たっては、100分						
動組織農業法		農作業道等 農地造成	の64以内 (別記8に掲げる						
	+ 月	農用地の保全	場合にあっては、						
		営農環境整備支援 管理省力化支援	100分の55以内、 ただし、営農用水						
		品質向上支援	を除き(2)アを実						
		条件改善促進支援	施するものにあ						
	シ ‡ ※ (	<sup>行得</sup> (1)のケ、(2)のケ〜シを実施する	たっては、100分 の69以内)						
	į	場合、(1)のア~クもしくは(2)の	1, 00 (5/1/4)						
		ア〜クのいずれかを実施しなけれ ずならない。							
	·	益作物転換型							
		掲げるもの及び	Buldada en 1 de la						
		定額助成 高収益作物転換推進費	別記11のとおり						
	(2)	定率助成	100分の50以内						
		高収益作物導入支援(1)及び(2)を実施する場合、1	(別記8に掲げる 場合にあっては、						
		O(1) の $O(2)$ を美心する場合、1 の $O(1)$ のアークもしくは $O(2)$	場合にありては、 100分の55以内)						
		のア〜クのいずれかを実施しなけ							
		ればならない。 ・一ト農業導入推進型	100分の50以内						
	1 13	掲げるもの及び	(別記8に掲げる						
	, ,	定率助成 スマート農業導入支援	場合にあっては、 100分の55以内)						
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100/1 0/005/1 1)						

35 農地整備事業(農業 度化支援事業) 農業生産基盤整備事 実施に伴い、担い手及 経営体への農地集積を 援等を一体的に実施す め、予算の範囲内で補 る。	z業等の tび中心 係る支 るた			農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 農政第51号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第51号様式 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1	提出部数 提出期限 提出先	総合振興局長又は振興局長	
(1) 経営体育成型								
ア 高度土地利用調整 (調査・調整事業)		市町村、土地改良区、農業協同組合、農 地所有適格法人又は特定農業法人が高度土 地利用調整事業のうち、調査・調整事業を 行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記8に掲げる 場合にあっては、 100分の55以内) (別記12に掲げる 額を限度とす る。)					
イ 農業経営高度化促 (中心経営体農地 進事業)	= + 2.5	市町村又は土地改良区が農業経営高度化 促進事業のうち、中心経営体農地集積促進 事業を行う場合における当該事業に要する 経費	100分の50以内 (別記8に掲げる 場合にあっては、 100分の55以内) (別記13に掲げる 額を限度とす る。)					
ウ 耕地利用高度化推 <sup>3</sup>	<b>作町村</b>	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う 場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記8に掲げる 場合にあっては、 100分の55以内) (別記14に掲げる 額を限度とす る。)					
(2) 中山間地域型								
ア 高度土地利用調整 (調査・調整事業)		市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人又は特定農業法人が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記12に掲げる 額を限度とす る。)					
イ 農業経営高度化促 (中心経営体農地 進事業)		市町村又は土地改良区が農業経営高度化 促進事業のうち、中心経営体農地集積促進 事業を行う場合における当該事業に要する 経費	100分の55以内 (別記13に掲げる 額を限度とす る。)					
ウ 耕地利用高度化推 <sup>3</sup>	作町村 市町村	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う 場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記14に掲げる 額を限度とす る。)					

	(3) 国営事業促進型 農業経営高度化促進事業 (中心経営体農地集積促進 事業)	市町村土地改良区	市町村又は土地改良区が農業経営高度化 促進事業のうち、中心経営体農地集積促進 事業を行う場合における当該事業に要する 経費	100分の50以内 (別記8に掲げる 場合にあっては、 100分の55以内) (別記15に掲げる 額を限度とす る。)						
1	36 畜産担い手育成総合整備事業 飼料生産基盤の整備を行う ことにより、担い手を主体と した畜産主産地の形成又は 編整備等を図るため、予算の 範囲内で補助する。	公益財団法人北海道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が畜産担い 手育成総合整備事業を行う場合における当 該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 畜産担い手総合整備型再編整備事業 (1)草地整備改良に要する経費 (2)関連草地造成改良に要する経費 (3)草地等の基盤整備改良に要する経費 (4)農業用施設整備に要する経費 (5)農機具等導入に要する経費 2 草地整備利用促進事業 (1)定率補助 ア 草地整備改良に要する経費 イ 相非水施設整備に要する経費 ク 雑用水施設整備に要する経費 ク 神用水施設整備に要する経費 ク に要する経費 ク 清水処理に要する経費 カ 隔障物整備に要する経費 カ 隔障物整備に要する経費	100分の50以内 ただし、草地整備 改良、関連草地造 成改良の工種に係 る経費については 100分の64以内 100分の50以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第32号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第132号様式	提出部数提出期限提出先		総合振興局長又は振興局長	
	37 農業集落排水事業 農業用用排水の水質保全、 農業用用排水施設の機能維持 及び農村生先環境の改計を 高大勢を処理するは改築に入る汚水等を処理するは改築で、 は改築、整備又は改築に、施設 の劣を、整備で、施設 の劣をで、施設 の劣をで、 が新査及び計画ので、 を に基立対 施設機能の保足と基立対 施設機能の保足と基立対 施設等を定めた 最適整に の策定に が が を に、 を を の策定に を が に の策定 の が を の が を の が に の が に と 、 を を の に と の に と 、 と 、 と の 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と	市町村 一部事務組合 土地改協同程合 農業協同組合 農業者等であっ 事が適当と認める 者	市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等が農業集落排水事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの(1)汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設(以下「農業集落排水施設等」という。)の整備又は改築に要する経費(2)(1)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定に要する経費(2)(3)農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定に要する経費	100分の50 100分の50 定額	農政第20号様式 農政第101号様式 その 1	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様 式115号様式まで 農政第112号様式まで 農政第112号様式まで 農政第113号様式	提出部数 提出期限 提出 先	別に指 示する 日	総合振興局長又は振興局長	

38 北海道軽種馬振興対策事業 軽種馬の振興と北海道が行 う地方競馬の円滑な運営を図 るため、予算の範囲内で補助 する。	一般社団法人北海道軽種馬振興公社	一般社団法人北海道軽種馬振興公社が北 海道軽種馬振興対策事業を行う場合におけ る当該事業の要する経費のうち、公租公課 の支払に要する経費	10分の10以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数提出期限 提出 先	別に指 示する 日	
39 北海道地方競馬協力団体事業 業 北海道が行う地方競馬の円滑な運営を図るため、予算の 範囲内で補助する。				農政第2号樣式 農政第15号樣式 農政第18号樣式 農政第20号樣式 農政第32号樣式 農政第66号樣式	農政第2号様式 農政第30号様式 農政第31号様式 農政第66号様式	提出部数提出期限 提出 先	示する 日	
(1)公社補助金	一般社団法人北海道軽種馬振興公社	一般社団法人北海道軽種馬振興公社が北海道地方競馬協力団体事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 職員人件費 (2) 事業推進事務費 (3) 施設等整備費	10分の10以内					
(2)馬主会補助金	一般社団法人北海道馬主会	一般社団法人北海道馬主会が北海道地方 競馬協力団体事業を行う場合における当該 事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 調査研修事業費 (3) 競馬公正対策事業費 (4) 事業推進事務費	10分の10以内 2分の1以内 10分の10以内 2分の1以内					
(3)調騎会補助金	北海道調騎会 (北海道地方競馬 関係者で構成され る団体で知事が適 当と認める団体)	北海道調騎会が北海道地方競馬協力団体 事業を行う場合における当該事業に要する 経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 事故共済事業費 (3) 調査研修事業費 (4) 競馬公正対策事業費	10分の10以内 2分の1以内 2分の1以内 10分の10以内					
(4) 厩務員会補助金	北海道厩務員会 (北海道地方競馬 関係者で構成され る団体で知事が適 当と認める団体)	北海道厩務員会が北海道地方競馬協力団 体事業を行う場合における当該事業に要す る経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 調査研修事業費 (3) 競馬公正対策事業費	10分の10以内					